

目次

A 5 -CR-1st-1★付審判請求20210330.....	2
A 5 -CR-1st-2★証拠追加20210330.....	11
A 5 -CR-1st-3★9号証.....	12

付審判請求書 D | 58

令和4年7月4日

前橋地方裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業

氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話・FAX 0278-72-5353

請求の趣旨

告訴事実の通り、申立人が、令和3年1月26日に、前橋地方裁判所民事第1部裁判官の菅家忠行、を公務員職権濫用罪等で告訴したところ、前橋地方検察庁検察官検事の上村正から、令和3年3月26日付の不起訴処分の通知書と、同日付の不起訴処分理由告知書(罪とならず)を郵送で受けた。

しかしこれは、①当り前の②告訴を、③合理的根拠無く無視した、不当な不起訴である。同検察官は今回も不起訴裁定主文しか示さないが、後述の通り、これは理由に成り得ない。また、合理性の無い国家権力の行使が許されないのは当然である。

簡単にできるはずの実質的な理由の告知を敢えてしないことは、故意の職権濫用による隠蔽の証左であり、したがって、本不起訴処分には理由が無く、全部不服なので、刑事訴訟法262条により、当該事件を貴所の審判に付すことを請求する。

対象事件番号 前橋地方検察庁 令和3年検第370号

請求の原因

★不起訴処分の合理的根拠が無いこと

合理的根拠が無いと手続には成り得ないが、訴えても尚それを検証しようとしない狂気。これらの無条件の欺瞞・狂気は、後述の通り、国家的な社会通念の偽装である。

つまり、広義の、判例違反、差別、職責違反、手続妨害、であるから当然に無効である。

1 不起訴処分理由告知書(様式第119号)の裁定主文は実質的な理由にはならない
たとえどれだけ取扱実績が有ろうとも、これは単なる原因の分類名に過ぎず、告訴事実(嫌疑)の、どこをどのように否定したのか? という実質的(合理的)理由が無いので、社会通念上、理由になり得ないので、これをもって理由とするのは立法趣旨に反している。

その点は同庁に抗議済(9号証)なので、取扱を変えない方針は、事実上明らかである。

なお実務上は別途、口頭により補足説明しているのが実態と推定される。

2 実質的な理由を答えなかったことは告訴の妨害である

答えようとしない以上、具体的摘示もできないが、少なくとも言えることは、私が訴えた当り前のことのいざれかを、必ず否定している(公序良俗の偽装の陰謀)。

3 したがって、本不起訴処分には合理的根拠が無いとしか説明できない

これは、検察の理念「4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。」に違背している。

Your judgments are apparently absurd and mad abuse!!!

貴方がたの狂気の不起訴処分は、私に私法発動の大義名分を与えていた。

公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪である。

犯罪事実(再掲)

告訴事実1 5件の訴状を1年以上も送達せずに、訴訟を遅延させた(1号証)

(元)前橋地裁民事第2部B係の裁判官の菅家忠行は、前橋地方裁判所(群馬県前橋市大手町3丁目1番34号)での職務において、当該5件の裁判長として、公正な裁判を行うべき立場に在りながら、包囲網として通謀して、私への脅迫の意図を持って、職務を装って、その職権を濫用して、其々の受付日(A,I,J,Mは20180813、Nは20180910)から送達日(Aは20190925、I,J,M,Nは20191001)までの間、求釈明も事務連絡も一切せぬまま、各訴状を長期間送達せず、訴訟開始を遅延させ、私の権利の行使を妨害した。

これは、以下の5点、特に、5件全てが日本初の長期となった点を総合すると、たとえ訴状審査権の行使であっても、程度問題として既に、私の自決権や適正な手続を受ける権利や裁判を受ける権利の侵害であり、あまりにも社会通念を無視した、有り得ない取扱と言え、更には、結果的に5件(延べ8件)とも、合理的根拠の無い棄却判決としたことをも勘案すれば、当たり前に、私への故意の害意の証左である。
第一に、民訴規則第六十条に規定された「三十日以内の期日」を10倍以上も超過する違法である。
第二に、不法行為の時効期間の3年と比較して、1年以上というのは、その3分の1以上なので、未送達(未係属)中にも時効が進行し、また、その後の訴訟活動上の選択肢も減る(機会損失)ので、程度問題として、既に弊害が大き過ぎる。

第三に、時間の問題としていずれ必ず原告の人権侵害に至るので、訴状審査権にも一定の限界が有り、その限界点の見極めが必要であること、は誰にも100%自明である。

第四に、初期提出した7件のうち、5件が菅家忠行に集中したのは不審(集中させた疑い)。

第五に、検察による告訴の妨害の打開の為の民事訴訟であることを5件とも明記していた。

なおこの間、私が三度の書面(平成30年12月20日付(甲-1)、令和元年6月7日付(甲-2)、令和元年7月16日付(甲-3))等にて督促し、事情説明を求めたのに、同人も同地裁職員らも、揃って無視した。更には、20190813の訴状Qの提出直後に行われた原告への求釈明が極めて単純な内容であったことや、当該5件の判決がいずれも、原告である私の訴えを合理的根拠無く無視していること(実質的な司法拒絶)、などから、訴状審査目的だったことは極めて疑わしい。

告訴事実2 私の訴えを合理的根拠無く無視した判決を行ったこと(2,3号証)

20200217 14:30、前橋地裁 21号法廷において、(元)前橋地方裁判所民事第2部B係の裁判官の菅家忠行は、包囲網として通謀して、私への脅迫の意図を持って、前橋地裁 H30ワ355 慰謝料請求

事件の裁判長として公正な裁判を行うべき職務を装って、その職権を濫用して、原告である私の訴えを、合理的根拠無く無視した、社会通念上その手続的無効性が誰にも自明な棄却判決を行ったが、これは
当り前に、訴権(自決権(憲法 13 条))や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害である。

当該判決は、私の当り前の訴えを、合理的根拠無く、無視しており、後述の通り、3重に無効である。訴えを否定した理由や、心証の理由が、全く無いので、当然に、全てを斟酌したという証拠も無い。

1 警視庁の歴然たる法令(職責)違反を無視したこと(一審判決 7 頁)

全不法行為が合理的根拠が無く、実質的な無視と言え、歴然たる法令(職責)違反である。

2 国連への裏切りの禁断の理論を用いたこと(一審判決 6 頁) 広義の判例違反
捜査によって受ける利益は反射的利益に過ぎないから原告適格が無い旨は、日本が国連に対し、常に「有り得ない」と定例報告して来たところの、「公共の福祉」優先による人権侵害そのものである。

第 40 条 1 (b) に基づく自由権規約委員会への第 4~6 回報告において、日本はいずれも、「公共の福祉」の概念の下、国家権力により恣意的に人権が制約されることはあり得ない。」と報告している。
またそもそも、完全無視は捜査以前の段階の受付拒否であり、これは訴えの擦り替えと言える。

3 天文学的に超高度の蓋然性の数々を無視したこと(事案解説責任の放棄)

例えば後述の通り、私への脅迫の為の叔母の殺害(主要事実)、警視庁の殺害への関与(主要事実)、脅迫殺人の真相究明の訴えのサワダによる隠蔽(基礎事実)、捜査要求の内容証明の無視(基礎事実)、佐藤賢二による4つの嘘と内部牽制の妨害(基礎事実)、西方信太郎による回答約束反故と内部牽制の妨害(基礎事実)、など。

以上のように、3重に無効性により、裁判所として有り得ない瑕疵であることが誰にも自明過ぎることから、明らかに故意の害意と断定できる。

菅家忠行と上村正の共通の不当性

原判決は、私の当り前の訴えを、合理的根拠無く、無視している。後述の通り、3重に無効である。

訴えを否定した理由や、心証の理由が、全く無いので、当然に、全てを斟酌したという証拠も無い。

裁判とは、社会的妥当性の最終決定であるから、必然的に合理的根拠は不可欠である。

脅迫を訴えているのに蓋然性の判定が無く、予見可能性違反を訴えているのに、その判定が無い。

理由が無いから判定できないはずなのに棄却したことは虚偽ないし論理矛盾である。

また、広義の判例違反(差別)もあるから、当り前に、公序良俗違反(民法 90 条)により無効である。

この不起訴処分も同様であり、無効性や妨害性は、あまりにも自明過ぎる。

捜査機関が訴えた犯罪被害を合理的根拠無く無視すれば、当り前の職責(法令)違反である。

なお焦点を、上記の 3 つの無効性のうち、私の①当り前の②訴えを無視した点に絞る。

その理由は、③合理的根拠が無い点を網羅的に立証する為には、私の訴えを完備する必要が有るが、それによって本書が膨大になることを避ける為である。

不備のほとんどは脱漏(言及すら無い)か理由不備(心証だけ)なので、当り前の訴えを実質的に無視していることさえ文面審査で確認すれば事足りる。

★★★ 3重に無効である

★第一に、訴えを無視している点

裁判とは、紛争の解決の為に、中立機関が、紛争原因に対して、正当な基準を適用して、法的拘束力の有る最終判断を示すことであるが、紛争原因を誤っており(無視)、正当な基準を適用していない(偽装)。

★第二に、当り前のことを常に無視している点

当り前のこと認めなければ、無秩序の、殺し合いの社会となる。

★第三に、合理的根拠が常に無い点

当り前のこと無視した合理性の無い権力行使は許されない。

職責違反かつ予見可能性に基く結果回避義務違反であり、手続を受ける権利の行使の妨害である。

●全判決共通の不当性

不可避の判断要素を無視し、事実認定を誤ることにより、人権侵害を看過している。

こうした判決は、極め付けに反社会的であり、付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものであり、その違背が著しく不当又は不法であって、およそ裁判官としての誠実な権限行使と認め難い程度に不合理であり、正当業務行為どころではない。

★法令違反であること

- ・民事訴訟法 2条「裁判所の公正」、「信義に従い誠実に民事訴訟を追行」
- ・民事訴訟規則 79条3「(被告が)事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない」
- ・民事訴訟規則 80条「(被告が)抗弁事実を具体的に記載し」
- ・民事訴訟法 247条「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。」
- ・★民事訴訟法 312条2項六号「判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること。」
- ・★民事訴訟法 318条1「その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」
- ・★★民事訴訟法 338条の四「判決に關与した裁判官が事件について職務に關する罪を犯したこと。」
- ・裁判所法 49条「職務を怠り」、「理由の無い審理」、「重大な法令の適用ないし遵守の上での過誤」

★それによる人権侵害であること

- ・憲法 13条「自決権」
- ・★憲法 13条又は31条「適正な手続を受ける権利」
- ・★憲法 32条「裁判を受ける権利」
- ・★憲法 76条〇3「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」
- ・★憲法 99条「憲法遵守義務」

★広義の判例違反であり、社会的妥当性への違反であること

- ・★民法 1 条 2「信義則」
- ・★民法 90 条「公序良俗違反」
- ・★刑法 103 条「犯人隠避罪」、刑法 193 条「公務員職権濫用罪」、刑法 222 条「脅迫罪」

全ては欺瞞国家の陰謀である(4,5 号証)

全てが、「(私の場合に限り)不当ではない」の旨の虚偽(判例違反・差別)なのであり、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀し、当り前の違法性を認めないことによって皆で犯罪を正当化し、また、私の判例だけを永久にタブー扱いして封印することによって、判例一般の持つ同様事例への拘束力による社会秩序の混乱を避ける狙いの、社会通念の国家的偽装の陰謀なのであり、最高裁による上告却下こそが、その総仕上げである。

繰り返すが、恣意性一覧表(5 号証)の各事件は、其々が当り前の犯罪であり、個々に包囲網の実在を示唆しているうえに、それらの稀有な事件が申立人に集中していることの因果関係ないし相互関連性を総合するならば、包囲網の実在に疑いの余地は無い。

当り前のことと無視する不当性

当り前のことと認めなければ社会秩序など無いのと同じである。

つまり、広義の、判例違反、差別、職責違反、手続妨害、であるから当然に無効である。

なお、当り前のこととは、法令、経験則又は論理則、蓋然性、などであり、その不当性は、第一に、反社会性であり、不合理の極みなので、公の秩序又は善良の風俗に反する事項(社会通念の偽装)を目的とする法律行為(判断)と言え、公序良俗違反(民法 90 条)である。

第二に、人権侵犯性であり、「お前を認めない」(名誉毀損)、または、「お前を消すぞ」(殺意ないし脅迫)など、公然たる無言の害意の表示としか解釈できず、自決権(憲法 13 条)や生命に対する権利(憲法 13 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害である。

また、予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反なので、手続(告訴)妨害であり、公正な裁判所(民訴法 2 条)違反であり、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないでの、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、「職務を怠り」(裁判所法 49 条)であり、非行(国家公務員法 82 条)であり、信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反である。

具体的摘示(2,6 号証)

以下は、判定洩れ(脱漏)、理由不備、片手落ち、のいずれかであり、総じて、実質的根拠が無い。

前提 1 ◆警視庁が私の被害届を無視し、害意を暗示した (99.99%) 脱漏
2009.1.19 10:19 に、私が練馬郵便局(東京都練馬区豊玉北 6-4-2)から警視庁本部(東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 1 号)に送った、2009.1.18 付被害届(A-1号証)の簡易書留便が無視された。

同被害届は、不特定多数による私のタクシー営業への不買運動などの摘発要請であり、無視できない 8 項目を記載しており、警視総監宛で、1 カ月後の回答期限を明記して有った。

これは、「内容不明」とした理由(抗弁事実)を一切示しておらず、仮にそうだったとしても、無条件に「内容不明の場合は本人意思を確認する」(犯罪捜査規範 65 条)違反である。

まして回答を要請していたのだから、これに信義則違反や公序良俗違反が加わる。

したがって、あまりにも自明な法令(職責)違反と言え、本来有り得ない選択と言えるのに、それを敢えて実行した点が、警視庁の私への害意を、当り前に、暗示している。

◆ 包囲網の摘発要請(無視できない 8 項目)の内容

(1)★(3 頁)顔パス(拳手した乗客の逃亡) 稀有な人為現象

(2)★(3 頁)その顔パスが、毎乗務 10 回以上も起きた蓋然性 天文学的超高確率

(3)★(5 頁)会社の平均売上の連動(下落)現象が不買運動を裏付ていること 超高度

400 台の会社の平均売上が、私の出番日に連動して下落していた(2007 から 2009 年)。

更には、首都圏の 20 万台のタクシーの平均売上も、私の出番日に連動して下落していた。

また、会社の平均売上は、退社時(2009 年)は入社時(2006 年)より約 4 割も絶対額が減少した。

このことは公知だったので、私と同じ出番日を回避しようとする乗務員が相次ぎ、各タクシー会社の運営が困難となり、社会問題化し掛けた。

包囲網はやがて、この連動現象を解消する為に、引き籠り(夜の街に出歩かない)運動を展開した(2008 年頃から)ことから、首都圏の夜の街は大恐慌に陥った。 この連動データこそ決定的証拠である。

叔母の殺害は、この連動データの口封じと大恐慌への逆恨みの為と思われる。

★不買運動や危険運転による、生命への無言の脅威 超高度

(13 頁)大型の編隊による高速道路への合流妨害、(18 頁)対向車の幅寄せ(センターラインオーバー)

◆ 冒頭頁に回答要請と期限を明示

◆ 警視庁の法令(職責)違反の内容 立法趣旨

★★犯罪捜査規範 61 条違反 理由の不告知による実質的な受付拒否 抗弁事実無 理由不備

★★★犯罪捜査規範 65 条違反 内容不明の場合の本人確認の懈怠 理由不備

「本人から補充の書面を差し出させ(中略)なければならない」に違反。

★警察法 1 条「個人の権利と自由を保護」違反 前例の無い差別 理由不備

★★警察法 2 条 2 項「個人の生命、身体、財産の保護に任じ、犯罪の予防」違反 理由不備

反論● 反射的利益だから原告適格が無い旨(一審判決 6 頁) 国連への背信 理由不備

反論● 法律上保護される利益ではない旨(一審判決 7 頁) 立法趣旨に違背 理由不備

反論● 回答する義務は無い旨(一審判決 7 頁) 公序良俗違反 理由不備

反論● 違法ではない旨(一審判決 7 頁上) 公序良俗違反 理由不備

★★★いざれも正当業務行為ではない点(広義の違法性)を無視 他の不法行為も同様 判定洩れ

2 ◆私への脅迫の為に、叔母を殺害し、事故に偽装した (②99.80%) 理由不備

2009.2.20 午前 6 時 20 分頃(AII-2、3、4号証)、埼玉県さいたま市中央区桜丘二丁目の国道 17 号交差点付近において、伊勢崎友信と警視庁の不詳 1 は事前通謀して、私への脅迫の意図を持って、私の叔母の太田まり子を待ち伏せし、殺意を持って 17 号を左折し、側道を直進中の太田まり子の自転車を狙って衝突させ、重症頭部外傷等を負わせ、もって、同日午前 8 時 39 分頃、同区上落合 8 丁目 3 番 33 号所在のさいたま赤十字病院において死亡させ、「先の被害届を忘れなければ、お前もこのように殺すぞ」と、私の生命への無言の脅迫の害意を暗示した。

なお埼玉県警も、同人らと事前通謀して、その後、伊勢崎友信を撲滅犯として逮捕し、自動車運転過失致死罪で送検するなどにより、この殺人を、合理的根拠無く、交通事故に偽装した。

殺人と断定する根拠は、①既述の通り、警視庁が被害届を無視したことが、何らかの害意を極めて強く暗示していた状況にあって、②まさしく同被害届の回答期限日当日に、私の叔母が変死したことによって、警視庁の上記害意が明かされた恰好であること、また、同様の状況設定のドラマや小説も多いことから、経験則として誰でもそう感じること、何よりも、③この二つの稀有な現象が偶然に重なる確率は天文学的に低いこと、などから、私への脅迫の為の殺人であることが、極めて当たり前に、推定されることである。

その原因は、警視庁が直接関与したか、内容の漏洩に因って惹起されたか、のいずれかである。

◆私への脅迫の為の殺人である 天文学的超高確率 理由不備

全不法行為の前提となる基礎事実(ないし主要事実)の要素であり、以下の総合的蓋然性による。

(1)被害届の完全無視が暗示する警視庁の害意(99.999999%以上)

(2)同被害届の回答期限当日の叔母の変死(99.80%以上)

(3)警視庁サワダの、脅迫の為の殺人の訴えの隠蔽(99.00%以上)

(4)叔母の変死には不審点が多数有ります(99.9999999%以上) 全て判定渋れ

A ▼事故現場の手前が見通しの良い長い直線である不審(AII-3号証)(99.99%以上)

B 巻き込みでもないのに死亡に至っている不審(90.00%以上) 直角の左折の直後の一時停止不履行

C ▼司法解剖の実施経緯の不審(AII-10,11号証)(90.00%以上)

廣橋絹代の証言「(検察官)他殺か病死の可能性も有るので、解剖させてほしい」との矛盾

D ▼逮捕の決め手の映像を、公判の証拠にしていない不審 99.00%以上)

E ▼交通事故として当り前の物証が一切無い不審(90.00%以上)

F 被疑者の行動の必然性の有無(99.00%以上) 待伏せの疑い

G 殺意は無かったとする証拠が一切無い不審(99.00%以上)

H この事故のその他の事件性(90.00%以上) 現場に比し目撃者が出ない不審など

I ▼ 殺意を排除した公判(AII-甲-10)の不審(99.9999999%以上) 刑事的視点とは?

反論● 「上記公判に誤りがあるとは窺えない」旨(一審判決 7 頁) 殺意が欠落 理由不備

(5) ◆恣意性一覧表(5号証)は包囲網実在の証左である(99.9999999%以上)

反論● 包囲網の存在を認めるに足りない旨(判決書7頁中) 蓋然性の問題 理由不備

反論● 「警視庁が叔母の死亡に関与した事実はない」旨(一審判決7頁) 蓋然性 理由不備

3 ◆警視庁サワダが、脅迫の為の殺人を隠蔽した (99.00%) 理由不備

2009.3.3 午後、警視庁東村山警察署(東京都東村山市本町1丁目1番地3)において、同署のサワダは、私が脅迫殺人の真相究明と包囲網の摘発を要請した事實を、その後隠蔽した。

反論● 反射的利益だから原告適格が無い旨(一審判決8頁上) 既述 理由不備

4 ◆警視庁が捜査要求の旨の内容証明を無視した (99.00%) 理由不備

2016.6.6 に、私が前橋中央郵便局(群馬県前橋市城東町1-6-5)から警視庁本部(東京都千代田区霞が関2丁目1番1号)警視総監宛に送った脅迫の為の殺人の捜査要求の旨の内容証明便(A-3,4号証)を、警視庁は完全に無視した。

反論● 反射的利益だから原告適格が無い旨(一審判決8頁中) 既述 理由不備

5 ◆佐藤賢二が私の訴えを無視した (99.00%) 理由不備

2017.10.2 13:49(A-5号証)、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から警視庁本部への通話において、広報課・広聴担当・佐藤賢二是、私がサワダによる脅迫の為の殺人の隠蔽を訴え、内部牽制を求めたのに、「監察室には繋ぐ窓口が無い」、「署内での脅迫殺人の訴えを無視しても犯罪にはならない」、「こちらは捜査機関ではない」、「こちらは内部不正の告発を受け付ける部署ではない」などの虚偽を用いて私の告訴を妨害した。

反論● 「佐藤賢二に虚偽も詭弁も認められない」旨(一審判決8頁) 全て虚偽 理由不備

反論● 反射的利益だから原告適格が無い旨(一審判決8頁) 既述 理由不備

6 ◆西方信太郎が私の訴えを隠蔽した (99.00%) 理由不備

2017.10.03 10:33(A-6号証)、私の自宅から警視庁本部への通話において、警視庁・人事二課・西方信太郎は、私がサワダによる脅迫の為の殺人の隠蔽を訴え、内部牽制とサワダの身元の特定を要請したのに、同月中の折り返し連絡を約しておきながら、その後反故にしました。

反論● 反射的利益だから原告適格が無い旨(一審判決9頁) 既述 理由不備

反論● 「警視庁が脅迫したとは認められない」旨(一審判決8頁) 既述 理由不備

菅家忠行に対し、公務員職権濫用罪(刑法百九十三条)

告訴事実1と2により、菅家忠行は、包囲網として通謀して、上記の犯人隠避罪や脅迫罪を行う為に、前橋地裁民事第2部B係の当該事件の裁判長裁判官として、公正な裁判を行うべき職権を装って、その職権を濫用して、5件の訴状を1年以上も送達せずに当該訴訟を遅延させたり、合理的根拠無く訴えを無視した棄却判決を行うなどにより、実質的な司法拒絶の形で不当性を演出し、私の自決権や適正な手続を受ける権利や裁判を受ける権利の行使を妨害した。

これらは既述の通り、不当性が甚だしく、憲法 99 条の憲法遵守義務違反であり、また、裁判の公正とい
う公益を侵害し、私に本来は義務も必要も無い本告訴状を作らせたので、公務員職権濫用罪である。

挙証方法

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| ・菅家忠行の告訴事実 1 | 1 号証 |
| ・菅家忠行の告訴事実 2 | 2,3 号証 |
| ・菅家忠行や上村正の動機である、包囲網の実在 | 4,5 号証 |
| ・申立人が当り前のことと訴えていたこと | 2,6 号証 |
| ・上村正の、①当り前の②訴えを、③合理的根拠無く無視した不起訴処分 | 1~7 号証 |
| ・上村正が本不起訴処分の実質的理由(合理的根拠)を示そうとしていないこと | 8,9 号証 |
| | 以上 |

告訴 A 5 証拠説明書 20210330追加(付審判請求)

番号	標目	媒体等	立証趣旨
6号証	令和3年1月26日付 同日提出の告訴状 一式	プリント 20210330 私が作成	立証すべきは、 <u>私が令和3年1月26日に当該告訴状一式を提出した事実とその内容である。</u> 内訳は、告訴状 A-5 と証拠説明書と1から5号証と令和3年1月27日付補充書と令和3年1月28日付補充書。
7号証	令和3年3月26日付 の処分通知書	コピー 20210326 上村正作成	立証すべきは、 <u>上村正が3月26付で前項の事件への不起訴処分を行ったことである。</u> <u>前橋地方検察庁 令和3年検第370号、被疑者 菅家忠行、罪名 犯人隠避罪、公務員職権濫用罪、脅迫罪</u>
8号証	令和3年3月26日付 の不起訴処分理由 告知書	コピー 20210326 上村正作成	立証すべきは、 <u>前項の不起訴処分の理由である。犯人隠避罪、公務員職権濫用罪、脅迫罪とも、「罪とならず」罪とならずとした理由が無い。</u> 正当性の無い権力行使はもとより許されず、まして、一般人から起訴の権利を奪っているのだから尚更である。
9号証	20201207付の前橋 地検への抗議書	プリント 20201207 私が作成	立証すべきは、 <u>同日、不起訴処分の理由の不告知について、この書面で包括的に抗議したことである。</u> <u>前橋地方検察庁長官宛の「不起訴処分の理由の不告知に対する抗議書」。</u> 不起訴処分理由告知書の不起訴裁定主文とは、理由とは名ばかりの、 <u>原因別類型の名称に過ぎず、当該告訴事実(嫌疑)のどこをどのように否定したのか?</u> という、実質的な理由が全く無いので、社会通念上、正当な理由とは見做せない。

前橋地方検察庁長官 殿

不起訴処分の理由の不告知に対する抗議書

今井 豊

日頃は大変お世話になっております。

さて、掲題についてはかねてより個別に担当検察官に指摘申し上げて来たところですが、その後いっこうに改善が見られない為、本書を提出させていただきます。

捜査機関は、理由も無く当り前の犯罪を否定できません(経験則違反ないし論理則違反)。理由が無いことは容易く自覚できるはずなので、経験則違反とも論理則違反とも言えます。捜査機関が合理的根拠無く訴えた犯罪被害を否定すれば、当り前に、職責(法令)違反です。私が申し上げる迄も無く、合理性の無い国家権力の濫用が許されないのは人権の歴史から見て当然であり、まして検察庁は刑事的な起訴独占機関ですから、なおさらです。具体的には、告訴状に記載した蓋然性の数々を無視しているので、特に検察の理念「4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。」に違背しています。

私のような素人が独力で告訴状を受理してもらうまでの苦労が全く解っていません。

1 不起訴処分理由告知書（様式第119号）の裁定主文は実質的な理由になりません

検察庁の一般的取扱として、不起訴裁定主文のみの記載が既成事実化されつつあるようですが、たとえどれだけ実績が有ろうとも、不起訴裁定主文とは原因の分類に過ぎませんので、告訴事実のうち、どこをどのように否定したのか？ という実質的(合理的)理由が解らないので、社会通念上の理由になり得ず、社会的妥当性を欠いていることは誰でも解りますから、この書面だけをもって理由とするのは、規定の立法趣旨に違背しており、職権濫用の誹りを免れません。(制度的瑕疵)。

2 実質的な理由を訊ねたのに答えなかったことは告訴の妨害です

したがって、実務上は別途、口頭により告訴人に補足説明しているのが実態と推定されますので、当該検事が当り前の抗議を無視して簡単でできるはずの実質的理由の告知を一切拒否して来たことは、私への差別と隠蔽の疑いを強く感じております。

3 したがって、別紙の各不起訴処分には合理的根拠が無いとしか解釈できません

以上の理由から、不起訴の実質的理由の告知について、貴庁としての改善を要望します。また、私としては当面、以下のように対応します。

①必ず不起訴処分理由告知書の交付を求めます(過去の未入手分も一括で請求します)。

②それに加え、口頭で実質的理由の告知を求め、録音します。

当り前のことを必ず否定ないし看過しているはずですが、特に付審判請求書を書くに当り、不起訴処分の不当性を詳しく摘要することができません。

以上